

○愛知淑徳大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知淑徳大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究し、その深奥を究め、文化の進展と人類の福祉に寄与する人材を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第2条 本大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻及び課程
文化創造研究科	文化創造専攻（博士課程）
教育学研究科	発達教育専攻（修士課程）
心理医療科学研究科	心理医療科学専攻（博士課程）
グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科	グローバルカルチャー・コミュニケーション専攻（博士課程）
ビジネス研究科	ビジネス専攻（博士課程）

(課程及び修業年限)

第3条 博士課程の修業年限は5年を標準とし、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。

2 修士課程の修業年限は、2年を標準とする。

3 前期課程は、修士課程として取り扱う。

(学生定員)

第4条 各研究科及び専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員		収容定員
文化創造研究科	文化創造専攻	前期課程	40人		80人
		後期課程	6人		18人
教育学研究科	発達教育専攻	修士課程	10人		20人
心理医療科学研究科	心理医療科学専攻	前期課程	50人		100人
		後期課程	9人		27人
グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科	グローバルカルチャー・コミュニケーション専攻	前期課程	45人	言語文化コース 25人	90人
				交流文化コース 20人	
		後期課程	8人		24人
ビジネス研究科	ビジネス専攻	前期課程	20人		40人
		後期課程	5人		15人

(在学年限)

第5条 博士課程の在学年限は、前期課程では4年、後期課程では6年とする。

2 修士課程の在学年限は、4年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を前期及び後期に分け、その期間の標準は次のとおりとし、毎年学年の開始までにこれを定める。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 愛知淑徳学園創立記念日 5月17日

(4) 夏季休業 8月12日から8月17日まで

(5) 冬季休業 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要あると認める場合は、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 休業日においても、学長が必要と認める場合は、授業を行うことができる。

第2章 組織及び運営

(教員組織)

第9条 本大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教員は、大学院研究科教員資格を有する本学の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、前段の教員資格に相当する資格を有する本学の准教授又は講師をもって充てることができる。

2 大学院研究科教員資格認定に関して必要な事項は、研究科が定める。

(運営組織)

第10条 本大学院全般の運営のために大学院委員会を置き、各研究科の運営のためにそれぞれ研究科委員会を置く。

(大学院委員会の構成)

第11条 大学院委員会は、次の委員で構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 研究科長

(4) 事務局長

(5) その他学長の指名する者

(大学院委員会の審議事項)

第12条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

(1) 大学院学則その他重要規程の制定、改廃に関する事項

(2) 研究科及び専攻課程の設置及び廃止に関する事項

(3) 教員の教育研究業績の審査

(4) 本大学院の学生定員に関する事項

(5) 各研究科間の連絡調整に関する事項

(6) 学長が諮問した事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、本大学院の運営に関して大学院委員会が必要と認めた教育研究に関する事項

(大学院委員会の議長)

第13条 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長は大学院委員会で審議した結果を参酌した上で最終判断をおこなう。

(大学院委員会の運営)

第14条 大学院委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第15条 各研究科に、それぞれ研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、当該研究科に所属する専任の教授、准教授及び講師で組織するものとし、その構成員については、別に定める。

3 学長は第16条に掲げる事項について研究科委員会に審議を求める。

4 研究科委員会は研究科長が招集し、議長となり学長が掲げる事項を審議する。

5 研究科長は研究科委員会で審議した結果を学長に上申し、学長は研究科委員会の意見を参酌した上で最終判断をおこなう。

(研究科委員会の審議事項)

第16条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 研究科委員会は、前項に規定するものの他、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科委員会の運営)

第17条 研究科委員会の運営に関する必要な事項は、各研究科委員会において定める。

第3章 入学及び進学

(入学の時期)

第18条 入学又は進学の時期は、学期の始めとする。

(前期課程、修士課程の入学資格)

第19条 前期課程、修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者
- (9) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学が定める単位を優秀な成績で修得した者と認める者
(後期課程の入学又は進学資格)

第20条 後期課程に入学又は進学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本大学院又は他の大学院で修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者

(入学及び進学の出願)

第21条 前2条に規定する者で本大学院に入学又は進学を志願する者は、所定の期日までに検定料を添えて願書を提出しなければならない。

(入学又は進学の試験)

第22条 前条の規定により入学又は進学を志願する者に対しては、研究科において入学試験又は進学試験を行い、合格者を決定する。

(入学又は進学の許可)

第23条 学長は、前条の合格者で、指定の期日までに所定の入学金、授業料その他の学納金(以下「学納金」という。)を納入し、かつ、誓約書その他所定の書類を提出した者に入学又は進学を許可する。

(再入学)

第24条 学長は、第36条の規定により退学した者又は第43条第3号の規定により除籍された者が、退学又は除籍の日から3年以内に、退学又は除籍時に在籍していた研究科の同一の課程に再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て再入学を認めることができる。

2 再入学を認められた者の在学年限は、第5条に定める年数から退学又は除籍までに在学した年数を減じた年数とする。

3 再入学に関する入学手続きは、第21条及び第23条の規定を準用する。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第25条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(授業科目、履修方法及び成績評価等)

第26条 研究科は、その専攻及び課程に応じ、教育上必要な授業科目を開設する。

2 成績評価は、A+ (90%以上)、A (80%~89%)、B (70%~79%)、C (60%~69%)、F (59%以下)、失、欠、合、否、認及びWをもって表示し、A+、A、B、C及び合を合格、F及び否を不合格とする。また、受験資格喪失を失、欠席を欠、認定を認、履修中止をWと表記する。

3 前項の成績評価を総合的に判断する指標として、GPA (Grade Point Average) を用いる。

4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、A+につき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、F、失及び欠につき0を、それぞれ評価点として与え、各授業科

目の評価点に、その単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。

5 授業科目及びその履修方法については、研究科規程で定める。

(単位)

第27条 授業科目を履修した者には、試験のうえ単位を与える。

2 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて該当授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によって定める。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 上記以外の科目については、各研究科において定める。

(他の研究科等の授業科目の履修等)

第28条 学生は、指導教員が教育上有益と認めるときは、他の研究科及び学部の授業科目を履修又は聴講することができる。この場合においては、必要に応じて当該授業科目担当教員の許可を得るものとする。

2 後期課程に在学する学生が、前期課程の科目を履修又は聴講するときは、前項の規定を準用する。

(他の大学院における修得単位の認定)

第29条 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位については、教育上有益と認めるときは、学長は研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなして認定することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条 学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位については、教育上有益と認めるときは、学長は研究科委員会の議を経て、本大学院における授業科目の履修により、修得したものとみなして認定することができる。

2 前項により修得したものとみなして認定される単位数は、本大学院において修得

した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、再入学する者が退学し、又は除籍される前に本大学院において修得した単位については、学長は研究科委員会の議を経て認定することができる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第31条 学生が他の大学院又は研究等において研究指導を受けることが教育上有益と認めるときは、学長は、当該大学院又は研究所等との間の協議に基づき、研究科委員会の議を経て許可することができる。

- 2 前項の研究指導を受ける期間は、前期課程又は修士課程の学生に認める場合には、1年を超えないものとする。

(留学)

第32条 学生は、学長の許可を得て、休学することなく外国の大学院において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

- 2 学生は、学長の許可を得て休学することなく、外国の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることができる。この場合において、前条第1項の規定を準用する。

(教職課程)

第33条 本大学院において教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

- 2 教職課程に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び復学

(休学及び休学期間)

第34条 病気その他の事由により、3か月以上修学を中止しようとする者は、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学長に休学を願い出るものとする。

- 2 前項の場合には、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可する。
- 3 傷病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、引き続き1年以内の休学を許可することができる。
- 5 休学期間は通算して、前期課程、修士課程は2年、後期課程では3年を超えることができない。
- 6 休学期間は在学年数に算入しない。

7 休学期間の学納金については、学納金等納入規程に定めるところによる。

(復学)

第35条 休学期間中にその事由が消滅したときには、学長は研究科委員会の議を経て、復学を許可することができる。

2 前条第3項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、医師の診断書を添え、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第6章 退学及び転学

(退学)

第36条 退学しようとする者は、事由を明記した退学願を学長に提出しなければならない。

2 前項の場合、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

(転学)

第37条 他の大学院に転学しようとする者は、事由を明記した転学願を学長に提出しなければならない。

2 前項の場合、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

第7章 課程の修了要件及び学位の授与等

(前期課程及び修士課程の修了要件)

第38条 前期課程又は修士課程の修了要件は、前期課程又は修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目を履修して30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程又は修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科の定めるところにより、当該前期課程又は修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査又は所定以上の単位の修得をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第39条 博士課程の修了要件は、博士課程に5年（前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、前期課程又は修士課程において30単位以上、後期課程において12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上

げた者については、博士課程に3年（前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。その場合の後期課程における修得単位数は、3年在学した者は4単位以上、4年在学した者は8単位以上であれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって前期課程又は修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「前期課程又は修士課程の在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「3年（前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず第20条第2号から第6号までの規定に該当する者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程修了の要件は、後期課程に3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。その場合の修得単位数は、1年在学した者は4単位以上、2年在学した者は8単位以上であれば足りるものとする。

（学位の授与）

第40条 学長は、前3条の規定により前期課程、修士課程又は博士課程を修了した者に対して、研究科委員会の議を経て、修士、又は博士の学位を授与する。

- 2 前項に定める者のほか、本大学院に論文を提出して博士論文の審査及び試験に合格し、かつ博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対して、博士の学位を授与することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、学位に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰

（表彰）

第41条 学長は、学業等で顕著な実績をあげた学生を表彰することができる。

- 2 学生の表彰に関して必要な事項は別に定める。

（懲戒）

第42条 学長は、本学則又は本学の定める諸規程に違反し、又は学生の本分に反す

る行為を行った者に対して、当該研究科委員会の議を経て懲戒を行う。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当した者に対して行う。
 - (1) 本学の諸規程に反して秩序を甚だしく乱した者
 - (2) 学生としての本分に著しく反した者
 - (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 4 前3項に定める者のほか、懲戒に関して必要な事項は別に定める。

(除籍及び復籍)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が研究科委員会の議を経て、除籍する。

- (1) 所定の在学年限に達しても、課程を修了できない者
 - (2) 死亡又は行方不明となった者
 - (3) 授業料その他の学納金の未納が1学期以上に及ぶ者
 - (4) 就学継続の意思がないと認められる者
 - (5) 休学期間を満了しても復学又は退学しない者
- 2 前項第3号により除籍された者が、所定の期間内に復籍を願い出たときは、学長は、研究科委員会の議を経て復籍を許可することができる。

第9章 学納金

(学納金)

第44条 第21条の検定料及び第23条の学納金に関する種類及びその額並びに納期及び納入方法等に関して必要な事項は、別に定める。

(学納金の減免)

第45条 本学が必要と認めた者については、学納金の一部又は全額を免除することができる。

- 2 学納金の免除については、別に定める。

(既納の学納金等)

第46条 既納の学納金等は、返還しない。

(手数料等)

第47条 諸証明の手数料等については、別に定める。

(実験材料費)

第48条 学納金のほかに、実験材料費その他必要な実費を徴収することができる。

第10章 大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院特別科目等履修生、大学院特別研究学生、大学院聴講生、外国人留学生及び委託生

(大学院研究生)

第49条 学長は、本大学院において特定の事項について研究しようとする者に対して、教育研究上支障がないと認めるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、大学院研究生として研究指導等を受けることを許可することができる。

2 大学院研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(大学院科目等履修生)

第50条 学長は、本大学院の学生以外の者で、前期課程又は修士課程において授業科目を履修し、単位を修得しようとする者に対して、教育研究上支障がないと認めるときは、選考のうえ研究科委員会の議を経て、大学院科目等履修生として履修を許可することができる。

2 大学院科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(大学院特別科目等履修生)

第51条 学長は、他の大学院又は外国の大学院の学生であって、本学との協定に基づいて本大学院において授業科目を履修し、単位を修得しようとする者に対して、大学院特別科目等履修生として履修を許可することができる。

2 大学院特別科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(大学院特別研究学生)

第52条 学長は、他の大学院又は外国の大学院の学生であって、本大学院において、研究指導を受けようとする者に対して、当該大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 大学院特別研究学生に関して必要な事項は、別に定める。

(大学院聴講生)

第53条 学長は、本大学院において特別の授業科目の聴講を希望する者に対して、教育研究上支障がないと認めるときは、選考のうえ研究科委員会の議を経て、聴講を許可することができる。

2 大学院聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人短期留学生)

第54条 学長は、第19条第3号又は第20条第2号に規定する本大学院入学資格に該当する外国人であって、前期課程若しくは修士課程又は後期課程に6月以上1

年以内の短期留学を希望する者に対して、教育研究上支障がないと認めるときは、選考のうえ研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人短期留学生については、本学則を適用する。

(委託生)

第55条 学長は、公共団体その他の機関からの委託により、修学を希望する者に対して、選考のうえ研究科委員会の議を経て、委託生として修学を許可することができる。

(履修等の開始時期)

第56条 大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院特別科目等履修生、大学院聴講生及び委託生（以下「大学院研究生等」という。）の履修等の開始時期については、第18条を準用する。

(大学院研究生等の学納金)

第57条 大学院研究生等に係る学納金については、第9章各条（第46条を除く。）の規定を準用するものとする。

第11章 開放講座及び公開講座

(開放講座)

第58条 本大学院の開設する授業科目のうち、特に定めるものを開放講座とし、本大学院の学生以外の者に聴講させることができる。

2 大学院開放講座に関して必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第59条 本大学院は、生涯学習に寄与するため授業科目の他に公開講座を開設することができる。

第12章 補則

(補則)

第60条 この学則に定めるもののほか、学則施行に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以降の大学院の授業料等の学納金については、毎年の物価上昇率および人事院勧告による国家公務員給与のベースアップ率等を基準にして、改定することがある。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則施行の際、現にコミュニケーション研究科修士課程に在籍する者については、改正後学則によるコミュニケーション研究科博士課程に在籍する者とみなす。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則施行の際、現にコミュニケーション研究科人間コミュニケーション専攻に在籍する学生の所属は、改正後の学則第2条及び第4条の規定にかかわ

らず、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現に現代社会研究科修士課程に在学する学生については、改正後の学則による同研究科博士課程前期課程に在籍するものとみなす。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現にコミュニケーション研究科異文化コミュニケーション専攻に在籍する学生の所属は、改正後の学則第2条及び第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現に文学研究科国文学専攻、同研究科英文学専攻、同研究科図書館情報学専攻、コミュニケーション研究科心理学専攻、同研究科言語コミュニケーション専攻及び文化創造研究科国際交流専攻に在籍する学生の所属は、改正後の学則第2条及び第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

- 3 この学則施行の際、現に医療福祉研究科修士課程に在籍する学生は、改正後学則の医療福祉研究科博士課程に在籍するものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第41条の改正規定にかかわらず、平成20年度以前の入学者（医療福祉研究科を除く）については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則施行の際、現に文学研究科文学専攻、現代社会研究科現代社会専攻、心理学研究科心理学専攻、文化創造研究科創造表現専攻、医療福祉研究科ソーシャルサービス専攻及びコミュニケーション障害学専攻に在籍する学生の所属は、改正後の学則第2条及び第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則施行の際、平成26年度までの入学生については、改正前（平成25年4月1日施行）の第41条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。